

	<p style="text-align: right;">( 9 : 25 )</p> <p>森本(茂)議長 それでは、改めまして、皆さんおはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は8名全員であります。定足数に達していますので、ただいまから平成30年第1回相楽郡西部塵埃処理組合臨時議会を開会いたします。</p> <p>今回から、新クリーンセンターの環境の森センター・きづがわで本組合議会を開催することとなりました。これもひとえに行政を初め、議員皆様方のご協力のおかげと感謝申し上げます。</p> <p>平成30年第1回相楽郡西部塵埃処理組合議会臨時会の開会のご挨拶を申し上げます。</p> <p>議員の皆様を初め、管理者、副管理者及び関係職員におかれましては、木津川市、精華町の定例会を控え、何かとご多用の中、ご出席を賜り大変ありがとうございます。</p> <p>平素は、本組合運営に何かとご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>環境の森センター・きづがわにつきましては、順調に試運転が進み、9月13日に供用開始の予定となり、38年の長きにわたり、お世話になりました打越台環境センターの関係者、全ての方々に感謝申し上げます。そして、環境の森センター・きづがわに、やっと移行することとなりました。</p> <p>私たち組合議会といたしましても、引き続き、行政と緊密な連携を図りまして、環境の森センター・きづがわの施設運営及び打越台環境センターの撤去工事に関して、責任と役割を果たしていきたいと考えております。今後ともご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>さて、本日提案されております議案は6件でございます。</p> <p>慎重なるご審議を賜り、適切な結論が得られますようお願ひ申し上げまして、開会に当たりましての挨拶にさせていただきます。</p> <p>続きまして、管理者の挨拶をお願いいたします。</p> <p>管理者。</p>
河井管理者	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>平成30年第1回相楽郡西部塵埃処理組合臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、平成30年第1回相楽郡西部塵埃処理組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、公私ご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>平素は、本組合の運営に何かとお力添えをいただきておりますことに、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>環境の森センター・きづがわの整備に関しまして、木津川市及び精華町の可燃ごみの受け入れにつきまして、5月7日から開始し、試運転を行っているところでございます。</p> <p>プラントの点検や性能確認のための各種検査を進めておりまして、8月の末には全ての検査を終えて、予定より1カ月早く竣工し、9月13日に供用開始を予定いたしております。</p>

河井管理者 つづき	<p>また、環境の森センター・きづがわの試運転に伴い、打越台環境センターのごみの受け入れにつきましては、5月5日をもって終了し、その後、ごみピット内に残っておりますごみの焼却や施設を閉鎖するための準備を進めているところでございまして、今後、打越台環境センターの撤去工事につきまして取り組むことが必要となってまいります。</p> <p>38年余りにわたりまして、精華町及び木津川市の市民の皆様の日常生活を支えてきました打越台環境センターから、環境の森センター・きづがわに、その役割がいよいよ移行する運びとなりました。</p> <p>今後、環境の森センター・きづがわの運営と打越台環境センターの撤去という新たな課題に取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力並びにご支援を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。</p> <p>さて、本日、ご提案をさせていただいております議案につきましては、本組合の例規及び予算の補正に関する議案の6件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、ご報告などを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
森本(茂)議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程でございますが、お手元に配付いたしております議事日程のとおり進めてまいります。</p> <p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。 会議規則第127条の規定に基づき、会議録署名議員に9番、松田孝枝議員と1番、森本隆議員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日8月27日の1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日8月27日の1日限りと決定いたしました。</p> <p>日程第3、諸報告「相楽郡西部塵埃処理組合規約の変更の経過について」を議題といたします。</p> <p>管理者の報告を求めます。 管理者。</p>

河井管理者	<p>本組合の規約の変更手續の状況につきまして、ご報告をさせていただきます。</p> <p>本組合の規約につきましては、共同処理する事務に一般廃棄物の運搬業の許可事務を加えることや、環境の森センター・きづがわの供用開始にあわせまして、事務所の位置や議員定数などを変更するため、木津川市、精華町のそれぞれの議会の議決を経て、京都府知事に申請をし、去る7月25日に許可がおりたところでございます。</p> <p>これらの経過の詳細につきまして、事務局長より補足説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。</p>
森本(茂)議長	<p>事務局長。</p>
山本事務局長	<p>そういたしましたら、諸報告「組合規約の変更について」、事前にお配りしております資料に基づきまして、補足説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。座らせていただきます。</p> <p>本組合の組合規約の変更の経過につきましてのご報告でございます。</p> <p>1つ目の経過等でございますが、平成30年3月16日に、木津川市から精華町に対しまして、組合の共同処理とする事務と規約変更の発案がございました。これを受けまして、事前協議を木津川市及び精華町の間におきまして行われたところでございます。</p> <p>協議内容につきましては、議員定数など、組合議会にかかわるものと、それ以外のものに分けまして協議を進められたところでございます。</p> <p>議員定数など、組合議会にかかわる事項につきましては、資料に記載のとおり、平成30年2月1日及び21日に、本組合議会におきまして、全員協議会を開催いただきまして、意見交換が行われたところでございますが、全員協議会におきまして結論に至らず、組合議会、木津川市議会及び精華町議会のそれぞれの議長、副議長による協議を4月19日、また5月17日の2回開いていただいたところでございます。その結果につきまして、2つのことが確認されたということでございます。</p> <p>1つが、本題であります組合の議員定数についてでございます。</p> <p>その内容につきましては、既に各市町の議会に組合規約の変更に関する議案を可決していただいておりますので、皆様ご承知のことであります。議員定数について、木津川市5名、精華町3名に変更することとし、ただし、附則におきまして、打越台環境センターの撤去工事が完了するまでの間は現行どおりとする旨を規定することで協議が整ったというところでございます。</p> <p>また、この組合定数の協議の際に提案されたことといたしまして、議員定数が本則になった後の組合の議長と副議長の選出につきまして、2年ごとに木津川市と精華町で交代してはどうかとの意見が出さ</p>

山本事務局長 つづき	<p>れたところでございます。この取り扱いにつきましては、構成市町及び組合の議長、副議長間で定めるものではなく、組合の議員間で確認する事案でありますことから、この内容を組合議会の申し合わせ事項として、今後、組合議会に提案し、議論するということが確認されたところでございます。</p> <p>これら組合の議員定数以外の項目につきましては、木津川市、精華町におきまして、担当会議を延べ4回開催をし、その結果について5月18日に各市町で内容を確認した上で、先ほどの議員定数の協議結果とあわせまして、組合規約の変更案として議案に取りまとめ、6月の定例会におきまして、各市町の議会に提出をし、精華町議会におきましては6月22日、また木津川市議会におきましては6月28日にそれぞれ全員賛成により可決をしていただきました。</p> <p>議会議決後、7月2日に、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、木津川市と精華町におきまして協議を行い、原案どおり組合規約を変更することを確認いたしました。</p> <p>その後、7月11日に、木津川市、精華町より、構成市町を代表して、組合から京都府に、組合規約の変更申請することの要請を受けまして、7月18日に、京都府に組合規約の変更申請を行い、その後、7月25日に、3ページ目の写しのとおり、組合規約の変更の許可が得られたところでございます。</p> <p>先ほどの管理者のほうからの挨拶にもございましたとおり、9月13日に、この環境の森センター・きづがわの供用開始の告示を予定しております、この告示にあわまして、組合規約の改正の告示を行う予定であります。</p> <p>以上で組合規約の変更の経過についての諸報告の補足説明とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
森本(茂)議長	<p>諸報告が終わりましたので、次に、日程第4、議案第28号「相楽郡西部塵埃処理組合公告式条例の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>管理者。</p>
河井管理者	<p>議案第28号「相楽郡西部塵埃処理組合公告式条例の一部改正について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>本組合規約の変更により、事務所の位置を変更することにあわせまして、掲示場の位置を事務所の敷地内に変更するため、地方自治法第292条において準用する第16条第4項の規定に基づき、改正をするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳しくは、事務局長より説明をいたさせます。</p>

森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	<p>そういたしましたら、議案第28号の補足説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>議案の3枚目の参考資料をごらんいただきたいと思います。</p> <p>本条例改正の新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。</p> <p>これまで、組合の告示などの掲示物につきましては、木津川市及び精華町に依頼をいたしまして、それぞれの掲示場に掲示をしておりましたが、環境の森センター・きづがわの整備にあわせまして、見学者用玄関の前に組合の掲示場を設置いたしましたので、掲示場をこの場所に変更するものでございます。</p> <p>なお、2ページ目の条例案の附則でございますが、本条例の施行の日に関しまして、組合規約の一部を改正する規約の告示の日と規定をしております。先ほどの諸報告で説明をいたしましたとおり、9月13日に組合規約の改正の告示を行う予定でありますので、本条例の施行期日につきまして9月13日を予定しているところでございます。</p> <p>よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
森本(茂)議長	<p>質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>山本清悟議員。</p>
山本議員	<p>新しくこの環境の森センター・きづがわができる、それに関する全てのものについての報告については、事務所でされるというのは、これは正当でございます。しかしながら、1点懸念することがございまして、今まで、打越台の場合は、参考資料にも説明がありましたように、木津川市役所と精華町役場と両方のほうでも告知されていたということの意味も踏まえて、やはり何らかの形で両市役所の掲示場を利用しながら告示する、いわゆる当然このセンターについては、木津川市と精華町の両出資により設立されておるものでありますので、両市町の市民、町民にも広く知らせる必要があるのではないかと思いますが、そこらは条例ではここの場所ということになっていますが、その点配慮するとか、いろいろな事柄を事務局として考えているのか、管理者を含めて中身を聞きたいと思います。</p>
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまの山本議員のご質問につきまして答弁させていただきます。</p>

山本事務局長 つづき	<p>今回、掲示場につきましては、この事務所に統一するというところでございますけれども、今おっしゃられましたように、広く市民の方、木津川市民、精華町民の方にお知らせするために、これまで組合におきましては、ホームページがございませんでしたけれども、今回の供用開始にあわせてホームページを開設する予定でございます。したがいまして、公的な告示行為掲示場を補足する上でホームページを活用して、告示内容につきましてはホームページにも掲載していく中で、木津川市民、精華町住民の方につきましても広くお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森本(茂)議長	山本清悟議員。
山本議員	<p>今、広く市民及び町民に対しては、ホームページをもってお知らせするということで、その中身については了解しておりますけど、まだ市民、町民の中には、ホームページを開くという行為をされない方が多数おられるということを念頭にしながら、いろいろな方法も考えていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。</p>
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>告示内容を含み、いろいろな組合運営につきましては、木津川市、精華町と連携を持ってやっているところでございますので、どういった内容を告示しているかどうかにつきましても、それぞれの担当課のほうにも周知する中で、いろいろな問い合わせにつきましては、組合だけではなく、各市町のところでの対応も、こういうことが掲示されていますよといったような周知につきましては連携を図っていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森本(茂)議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>それでは、質疑を終結します。</p> <p>これより議案第28号「相楽郡西部塵埃処理組合公告式条例の一部改正について」を、討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

森本(茂)議長 つづき	<p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>起立全員であります。</p> <p>よって、議案第28号「相楽郡西部塵埃処理組合公告式条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第5 議案第29号「相楽郡西部塵埃処理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案説明の説明を求めます。</p> <p>管理者。</p>
河井管理者	<p>議案第29号「相楽郡西部塵埃処理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>現在、木津川市及び精華町で処理をしている廃棄物の清掃及び処理に関する法律に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可等の事務を、本組合において共同処理するとともに、環境の森センター・きづがわを処理施設として管理することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳しくは事務局長より説明をいたさせます。</p>
森本(茂)議長	<p>事務局長。</p>
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第29号「相楽郡西部塵埃処理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」補足説明をさせていただきます。</p> <p>3枚目の参考資料をごらんいただきたいと思います。</p> <p>本条例改正の新旧対照表によりましてご説明をさせていただきます。</p> <p>組合規約の変更によりまして、先ほどの管理者からの提案趣旨説明でもございましたとおり、木津川市及び精華町で行っております一般廃棄物の収集運搬業の許可の事務につきまして、本組合において共同処理することに伴い、本条例に第7条の2を追加いたしまして、許可申請等の手数料を定めるものでございます。</p> <p>手数料の額につきましては、木津川市、精華町とも同額でござりますので、その内容につきましては、各市町の条例の内容を組合条例に追加するものでございます。</p> <p>次に、裏面をごらんいただきたいと思います。</p> <p>組合の管理をする処理施設に環境の森センター・きづがわを追加するため、本条例に8条の2を追加するものでございます。</p> <p>なお、本条例の施行日につきましては、先ほどの議案第28号と同様でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げま</p>

山本事務局長 つづき	す。 以上でございます。
森本(茂)議長	これより、質疑を行います。 質疑ございませんか。 松田孝枝議員。
松田議員	すみません、1点お伺いいたします。 許可手続につきましては、ここに示されているとおりですが、許可期限というのをどう扱いますか。一回申請したときに、その許可書の期限はいつまでなのかということをお伺いします。
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	事務局長でございます。 それぞれの市町におきましては、廃棄物処理法に基づきまして、許可期限につきましては2年以内と定まっておりますので、通常は2年以内の更新ということになっております。 以上でございます。
森本(茂)議長	ほかに質疑ございませんか。  なければ、これで質疑を終結いたします。 これより、議案第29号「相楽郡西部塵埃処理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を、討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。  (異議なしの声)  異議なしと認めます。 お諮りいたします。 本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。  起立全員であります。 よって、議案第29号「相楽郡西部塵埃処理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決されました。  次に、日程第6、議案第30号「相楽郡西部塵埃処理組合行政手続条例の制定について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。

河井管理者	<p>議案第30号「相楽郡西部塵埃処理組合行政手続条例の制定について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>行政手続法第3条第3項の規定に基づき、同法第2章から第6章までの規定を適用しないこととされた地方公共団体の機関がする処分、行政指導及び届出に関する手續につきまして、共通する事項を定めることによりまして、本組合の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資するため、地方自治法第292条において準用する第14条の規定に基づき、制定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳しくは事務局長より説明をいたさせます。</p>
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第30号「相楽郡西部塵埃処理組合行政手続条例の制定について」補足説明をさせていただきます。</p> <p>これまで、組合におきましては、特に許認可事務がございませんでしたが、先ほどご可決いただきました議案第29号によりまして、組合の事務に一般廃棄物の収集運搬業に関する許可が新たに追加されることとなります。</p> <p>このため、法律及び条例等に基づきまして、処分、申請、また場合により不利益処分が生じますので、木津川市及び精華町の条例に準じまして、行政手続に関する規定を定めるため、本条例を制定するものでございます。</p> <p>なお、施行期日につきましては、議案第29号の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の施行期日と整合性を図る必要がありますことから、同様に規定しているところでございます。</p> <p>また、本条例の施行日までになされました木津川市及び精華町の処分等につきましては、組合に引き継ぐための経過措置を設けております。</p> <p>簡単に申し上げますと、木津川市、精華町で現在行っています廃棄物の収集運搬業の許可等の手續等に関する内容等に関する行政手続の関連につきましても引き継ぐということになってまいります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
森本(茂)議長	<p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>松田孝枝議員。</p>
松田議員	内容にかかわってのことではないんですけども、第1条、これおま

松田議員 つづき	とめいただきましたら、括弧の中に括弧がありまして、普通こういう使い方はしないんじゃないかというふうに思うんですけども、体裁上といいますか、言葉上これでいいのかなという疑問を持つんですが、そのあたりの修正はできるものなのかどうか、伺います。
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>今、松田議員のおっしゃっているのは、第1条のところの「相楽郡西部塵埃処理組合規約（昭和37年規約第1号）」の話だと思いますけれども、通常、組合規約等を特定するために、このような表現を設けておりますので、この表現については特段問題はないものとして今回提案させていただいているものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森本(茂)議長	松田孝枝議員。
松田議員	<p>私も、この第1条を何回も読み返しをさせていただいたんですけど、この丸括弧の使い方につきましても、ちょっといろいろ調べてみたんですけども、やっぱり変じやないかなというのがあって、文章を少しどこかできちっと区切ってしまうとかいうので、ちょっと表現の仕方が工夫できないかなと今でも思っております。特に内容についてどうのこうのというわけではありません。</p>
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局でございます。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、この表現につきましては、法令に関する専門家とも協議の上、調整の上しているものでございますので、この表現自体に誤りがあるということであれば訂正をさせていただきますけれども、こういった表現についても特段問題はないということを確認しておりますので、このとおりで提案させていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
森本(茂)議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>なければ、これで質疑を終結いたします。</p> <p>これより、議案第30号「相楽郡西部塵埃処理組合行政手続条例の制定について」を、討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議</p>

森本(茂)議長 つづき	<p>ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 お諮りいたします。 本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>起立全員であります。 よって、議案第30号「相楽郡西部塵埃処理組合行政手続条例の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第7、議案第31号「相楽郡西部塵埃処理組合債権管理条例の制定について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。</p>
河井管理者	<p>議案第31号「相楽郡西部塵埃処理組合債権管理条例の制定について」ご説明をさせていただきます。 本組合の債権の管理に関する事務を適正に処理するため、必要な事項について、地方自治法第292条において準用する第14条の規定に基づき、制定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 なお、詳細につきましては、事務局長より説明をいたさせます。</p>
山本事務局長	<p>事務局長でございます。 議案第31号「相楽郡西部塵埃処理組合債権管理条例の制定について」の補足説明をさせていただきます。 組合では、事業系一般廃棄物の手数料につきましては、原則、後納扱いにより徴収をさせていただいております。 先月の後納対象の手数料の総額は、除草による草や剪定枝など多くございまして、総額で申し上げますと1,653万8,000円という高額になっております。 現在は、支払い等が滞った業者はおりませんけれども、万一滞納があった場合、また懸案事項でもございます公金横領事件の対応など、債権管理につきまして、債権の督促、履行期限の繰り上げ、強制執行、債権者が他の強制執行でありますとか破産を受けた場合の組合の債権の申し出、徴収停止、履行遅延の特約、債権放棄の条件と債権を放棄した場合の議会への報告義務などにつきまして、適正に債権管理を行うため、木津川市の条例に準じまして、債権管理条例を制定するものでございます。 なお、附則につきまして、施行期日につきましては、本条例は特に組合規約の改正に關係するものではありませんので、公布の日から施行することとしております。</p>

山本事務局長 つづき	また、経過措置につきましては、公金横領事件を含みまして、本条例の施行日以前に生じました債権につきましても、本条例に基づきまして処理することができるものであることを規定したものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。 以上でございます。
森本(茂)議長	これより、質疑を行います。 質疑ございませんか。 山本清悟議員。
山本議員	債権の管理については、地方自治体含めて非常に大事なことで、近年、こういう条例を制定して、債権に関してきっちり管理していく、また、この中の条文にもありますように、適正な管理に努めなければならないということで、非常に大事な事柄だと思います。 そこで、2点お伺いします。 今までの債権についての整理されている総額については、先ほどお伺いしたんですけど、その債権の回収見込みとか、それともう一点は、横領事件に関するものに対する、条例の中では生活保護法を受けている者については放棄できるとか、いろいろあるんですけど、その2点について、今後、当組合としてどのような考え方を持っているかということをまずお聞きします。
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	事務局長でございます。 ただいまのご質問ですけれども、特に公金横領事件に関する現在の損害賠償額でありますとか、現在の回収状況、そういったところにつきましてご説明させていただきたいと思います。 公金横領事件の額につきましては、既にご承知だと思いますけども、1,172万1,660円でございまして、平成30年7月末時点におきまして収納した金額につきましては118万3,000円というところでございます。遅延損害金につきまして524万9,146円を加算いたしますと、損害賠償金の残額につきましては、この7月末時点で1,578万7,806円となっております。現在、毎月3万円ずつの返済が続いているおりまして、本人につきましても支払う意思がございますので、引き続き、本人の資力でありますとか健康状態なども考慮いたしまして、今後、この債権管理条例が可決されると、この債権管理条例に基づきまして適切に債権管理を努めていきたいというふうに考えているところでございます。 以上でございます。

森本(茂)議長	山本清悟議員。
山本議員	<p>今の横領事件に関する債権に関しては、きっちり現在の状況を続けていって、できるだけ回収することを確認しておきたいと思います。</p> <p>それともう一点、債権管理については、非常にいろいろな業務上ハードな面というんですか、いろいろ繁忙的な面と難しい面もいろいろあると思いますが、特に組合の中で、事務を担当する、そういうグループ的なチームを組んだりとか、そういうことを含めて、今後、債権管理をきっちりやっていくかどうかお伺いしたいと思います。</p>
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>今、山本議員のほうから、債権管理につきまして、きっちりとした体制でやっていくことが必要だというところで、ご指摘といいますか、ご質問だということで認識しております。</p> <p>債権管理につきましては、債権管理条例ができますと、この債権管理条例に基づきまして、適切に運用していくということが非常に大事になってまいります。その時々の仕事の忙しさから債権管理を滞るということは、それはしてはならないことだということで考えておりますので、限られた人員体制でございますけれども、債権管理につきまして適切に取り扱っていきたいというふうに考えておるところでございまして、現在、組合職員、事務局職員につきましては、人数も限られておりますので、グループ制ということはなかなか難しいところもございますけれども、それぞれの担当を決めまして、きっちりした体制をとっていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森本(茂)議長	<p>ほかに。</p> <p>山本清悟議員。</p>
山本議員	<p>今の答弁でお聞きしましたことで、きっちり債権管理を事務局の中でやっていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
森本(茂)議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>なければ、これで質疑を終結いたします。</p>

森本(茂)議長 つづき	<p>これより、議案第31号「相楽郡西部塵埃処理組合債権管理条例の制定について」を、討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 お諮りいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。</p> <p>起立全員であります。</p> <p>よって、議案第31号「相楽郡西部塵埃処理組合債権管理条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議事の途中ですが、ただいまから10時10分まで暫時休憩といたします。</p> <p>《暫時休憩》</p> <p>それでは、議事を再開いたします。</p> <p>次に、日程第8、議案第32号「相楽郡西部塵埃処理組合の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>管理者。</p>
河井管理者	<p>議案第32号「相楽郡西部塵埃処理組合の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>本組合の規約の一部改正に伴い、組合名称を変更することから、本組合で制定している条例中「相楽郡西部塵埃処理組合」を「木津川市精華町環境施設組合」に一括して改正するために制定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局長より説明をいたさせます。</p>
森本(茂)議長	<p>事務局長。</p>
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第32号「相楽郡西部塵埃処理組合の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の補足説明をさせていただきます。</p> <p>内容につきましては、管理者のほうからの説明のとおりでございま</p>

山本事務局長 つづき	<p>組合規約の変更に伴いまして、組合の名称につきまして、これまでの相楽郡西部塵埃処理組合から木津川市精華町環境施設組合に変更されることとなります。</p> <p>このため、先ほどご可決いただきました条例を含み、35の条例におきまして、一括して名称を相楽郡西部塵埃処理組合から木津川市精華町環境施設組合に変更するため制定するものでございます。</p> <p>なお、施行の日につきましては、組合規約の変更と連動するものでありますので、組合規約の改正の告示の日と同日としております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
森本(茂)議長	<p>質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>それでは、質疑を終結いたします。</p> <p>これより、議案第32号「相楽郡西部塵埃処理組合の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を、討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 お諮りいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。</p> <p>起立全員であります。</p> <p>よって、議案第32号「相楽郡西部塵埃処理組合の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の件は、原案どおり可決されました。</p> <p>次に、日程第9、議案第33号「平成30年度相楽郡西部塵埃処理組合会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>管理者。</p>
河井管理者	<p>議案第33号「平成30年度相楽郡西部塵埃処理組合会計補正予算（第1号）について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>環境の森センター・きづがわの供用開始に伴い、打越台環境センターの役目が終えましたことから、打越台環境センターの撤去について、今後、取り組むことが必要となります。</p> <p>そこで、打越台環境センターの撤去工事に向けまして、土壤の調査及び設計書の作成などの業務委託を平成30年度から平成31年度に</p>

河井管理者 つづき	<p>実施するため、その限度額を 6, 400 万円とし、債務負担行為を設定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局長より説明をいたさせます。</p>
森本(茂)議長	<p>事務局長。</p>
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第 33 号「平成 30 年度相楽郡西部塵埃処理組合会計補正予算（第 1 号）について」、補足説明をさせていただきます。</p> <p>5 月 7 日から約 4 カ月間、環境の森センター・きづがわにおきまして、木津川市域及び精華町域の家庭系可燃ごみ及び事業系一般廃棄物を受け入れて焼却処分をしているところでございます。</p> <p>試運転期間中、特に機器等のトラブルもなく、性能試験も仕様書を満足するものでございました。</p> <p>9 月 13 日には、試運転を終えまして、供用を開始する予定というところでございます。</p> <p>このため、打越台環境センターにつきましては、既に閉鎖準備に取りかかっているところでございまして、今後、撤去工事について準備を進めることが必要となってまいります。</p> <p>本年度の組合予算におきましては、打越台環境センターの撤去工事に関する予算は計上しておりませんが、撤去工事のための土壤調査でありますとか、工事設計書の作成に約 8 カ月程度の期間を要するものと想定をしているところでございます。</p> <p>このため、撤去工事のための調査・設計に速やかに取り組む必要があると判断をいたしまして、補正予算書 3 ページの記載にありますとおり、平成 30 年度から平成 31 年度の期間におきまして、限度額を 6, 400 万円とする債務負担行為を補正させていただくものでございます。</p> <p>なお、執行予算につきましては、委託料の支払いが生じます平成 31 年度の新年度予算に計上させていただきますので、今年度の執行予算は予定をしておりません。</p> <p>また、債務負担行為に係ります補正予算の可決後、事業者の選定に取り組みまして、地歴調査、土壤調査など、土壤汚染対策法に基づく調査に着手をし、平成 31 年度に土壤調査を終えまして、工事設計と発注仕様書の作成などの工事発注の準備を行う予定でございます。</p> <p>工事につきましては、この調査・設計を終えた後、発注する予定でございまして、31 年度から 32 年度にかけまして、約 1 年間程度の工期を要するものということで予定しているものでございます。</p> <p>以上で補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>

森本(茂)議長	<p>これより、質疑を行います。 質疑ございませんか。 森本隆議員。</p>
森本(隆)議員	<p>1番議員の森本です。2点お願ひいたします。 打越台環境センターのまず撤去の定義ですね。どの時点をもって撤去というのかというのを確認したいのが1点目です。 2点目が、今回の債務負担行為につきまして、限度額が6,400万円というふうにありますけども、これの根拠についてお示し願いたいという2点をお願いいたします。</p>
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	<p>失礼いたします。 まず、1点目の打越台環境センターの撤去の範囲等についての考え方でございます。 これにつきまして、撤去工事につきましては、事前に土壤でありますとか建物の調査を行いまして実施することとなりますけれども、工事につきましては、地下構造物及び建物本体、また土壤汚染調査の結果、ダイオキシン類などの土壤対策等を行うことが必要な場合については、それらのものも含まれるというところで考えておりまして、それらの一連のものが終わった時点で撤去工事は完了するものというふうに考えているところでございます。 また、その根拠というところでございますが、これにつきましては、土壤汚染対策法に基づきまして、大体30メートルごとにメッシュを区切りまして土壤の調査等を行うことが必要になってまいりますので、そういうような土壤の調査、また工事を発注する上での発注支援といいますか、工事の仕様を作成し、予定価格を作成する費用としてこのような限度額を設定しているところでございます。 以上でございます。</p>
森本(茂)議長	森本隆議員。
森本(隆)議員	<p>ありがとうございます。 1点目については、大体、要は土壤改良が必要であれば、それも含めてやるということで理解しました。 あと2点目なんですけども、限度額がボーリングしてやるということは理解したんですけども、それについては、ほかの自治体の施工事例に基づいてやったのか、仮に見積もり的なものをとってやったのか、そこら辺もう少し詳しくお願いしたいと思います。</p>

森本(隆)議員 つづき	
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>限度額等の設定につきましては、先ほど申し上げましたように、土壤汚染調査をするときの30メートルメッシュするときの大体の費用というものは設計でも出てまいります。また、この組合だけではなく、他の自治体におきましても、こういった撤去をする際の調査関係の公告等が出ておりますので、そういうものを参考にしながら勘案して設定しているというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森本(茂)議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>なければ、これで質疑を終結いたします。</p> <p>これより、議案第33号「平成30年度相楽郡西部塵埃処理組合会計補正予算（第1号）について」を、討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>起立全員であります。</p> <p>よって、議案第33号「平成30年度相楽郡西部塵埃処理組合会計補正予算（第1号）について」の件は、原案どおり可決されました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。</p> <p>これで、平成30年第1回相楽郡西部塵埃処理組合議会臨時会を閉会いたします。</p> <p>なお、残暑厳しい折ですので、議員の皆様を初め、全ての皆様、お体をご自愛の上、議会の活動に臨んでいただきたいと思います。</p> <p>本日は誠にご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">（10：25）</p>

この議事録の記載は、適正と認めここに署名する

議長

署名議員

署名議員